

府中市居宅介護支援事業者連絡会規約

(名称)

第1条 この連絡会は、府中市居宅介護支援事業者連絡会(以下「連絡会」という。)と称する。

(目的)

第2条 連絡会は、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等の介護支援専門員が情報の共有化、研修・研究を通じ府中市民に質の高い居宅介護支援サービスを提供することを目的とする。

(事業)

第3条 連絡会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 必要とする情報の提供及び交換に関すること
- (2) 研修に関すること
- (3) 調査・研究に関すること
- (4) 介護サービス事業者との連携に関すること
- (5) その他連絡会の目的を達成するため必要な事業

2 前項の事業実施にあたっては府中市と連携を図るものとする。

(会員及び区分)

第4条 正会員は府中市を事業実施区域とする居宅介護支援事業者、小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所・地域包括支援センターとする。

(入会)

第5条 連絡会の会員になろうとするものは、所定の入会申込書(様式1) を事務局に提出しなければならない。

(退会)

第6条 会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届(様式2)を提出したとき
- (2) 第4条の会員の資格を失ったとき
- (3) 会費を滞納したとき

(会費)

第7条 会員は、府中市介護サービス事業者協議会(以下、協議会)の定める年会費を入会時及び毎年6月までに納めなければならない。既に納入した会費は

過誤納ほか、返還しない。

なお、会費の額については別途細則の定めによる。

(役員)

第8条 この連絡会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 幹事 市内東部・中部・西部より4名ずつ選出
- (4) 顧問 若干名

(役員を選出及び任期)

第9条 役員は総会において正会員の互選により東部・中部・西部地区より各4名選出する。

- 2 会長、副会長は役員の内互選により選出する。
- 3 会計監査は、他の役員を兼任できない。
- 4 役員の内任期は、2年とし原則各地域4名の内2名ずつを入れ替える。ただし、再任は妨げない。また任期中、退職・異動などにより役員にその任期中、欠員が生じた際は、その役員の内選出地域内より、補充の役員を選出する。新たに選任された役員の内任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 顧問は、役員会で協議の上、会長が委嘱する。

(組織及び会議)

第10条 連絡会は、総会、役員会、例会、専門部会をもって組織する。

2 総会は、正会員で構成し、半数以上の参加をもって成立する。また、総会での議決事案は次のとおりとし、出席者の過半数で決定する。

- (1) 役員の内選出
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 事業報告及び決算
- (4) その他会長が必要と認めた議決事案

3 役員会は会長、副会長、幹事で構成し、事業実施のための計画、運営、予算執行及び、事務処理を行うために開催する。

4 例会は、府中市等からの情報提供や会員相互の情報交換、研修等を行う。

5 専門部会は、会長が専門的な事項の検討協議が必要と認めたときに、役員会の議決を経て設置、解散することができる。なお、専門部会には部会長を置き、部会長は会長が任命し役員が1名参加する。

6 会議の招集は、会長が行う。ただし専門部会は、部会長が行う。

7 顧問は、会務の円滑な執行に協力するとともに、役員会に出席し、意見を述べることができる。

(会計年度)

第11条 連絡会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(所在地)

第12条 連絡会の所在地はLIC居宅介護支援事業所内(府中市清水が丘
3-29-5 トラットリアK&M 101)に置く。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、連絡会の運営に必要な事項は役員会で決定する。

付則

- 1 この会則は、平成16年12月17日から施行する。
- 2 この会則は、平成17年1月1日から適用する。
- 3 この会則は、平成19年5月24日から適用する。
- 4 この会則は、平成20年5月22日から適用する。
- 5 この会則は、平成22年5月20日から適用する。
- 6 この会則は、平成26年5月15日から適用する。
- 7 この会則は、平成27年5月14日から適用する。
- 8 この会則は、平成28年5月20日から適用する。
- 9 この会則は、平成29年5月19日から適用する。
- 10この会則は、令和2年4月30日から適用する。
- 11この会則は、令和3年5月21日から適用する。
- 12この会則は、令和5年5月19日から適用する。
- 13この会則は、令和6年7月11日から適用する。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

東京都日野市万願寺2-26-3ベレッサ万願寺駅前308
府中市居宅介護支援事業者連絡会会長 末武 聖士

府中介護支援事業者連絡会 細則 【連絡会会費】

1. 年会費(事業所・年度単位)
正会員・・・3,000円

*年度の途中で入会を希望される方は、期間に問わず年会費を協議会へ支払うものとする。

*なお、この細則については、協議会との協議の上、役員会にて決定し総会に報告する、

- 付則
- 1 この細則は、平成26年5月8日に決定
 - 2 この細則は、平成28年5月12日に決定
 - 3 この細則は、令和5年5月19日に決定